

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年10月28日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市福島区野田 1 - 1 -86	
氏名 大阪市中心卸売市場長 釧持 英樹	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6675-2020	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪市中心卸売市場南港市場
事業場の所在地	大阪市住之江区南港南 5 - 2 -48
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	98：地方公務
②事業の規模	—
③従業員数	—
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	動物系固形不要物（A工程）	汚泥（B工程）
排 出 量	664 t	263 t

（これまでに実施した取組）

- ・日々、排出状況を確認し、排出量の抑制に努めている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	動物系固形不要物（A工程）	動物系固形不要物（B工程）
排 出 量	664 t	263 t

（今後実施する予定の取組）

- ・排出状況の確認を引き続き行い、排出量増加とならないように努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・廃プラスチック類、金属くずはそれぞれ分別、保管をしている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・特になし

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類（C工程）	金属くず（D工程）		
20 t	145 t	t	t

②計画

廃プラスチック類（C工程）	金属くず（D工程）		
19 t	72 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物（A工程）	汚泥（B工程）
	全 処 理 委 託 量	664 t	263 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	664 t	263 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・日々、排出状況を確認し、排出量の抑制に努めている。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類（C工程）	金属くず（D工程）		
20 t	145 t	t	t
20 t	145 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物（A工程）	汚泥（B工程）
	全 処 理 委 託 量	664 t	263 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	664 t	263 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・排出状況の確認を引き続き行い、排出量増加とならないように努める。		
※事務処理欄			

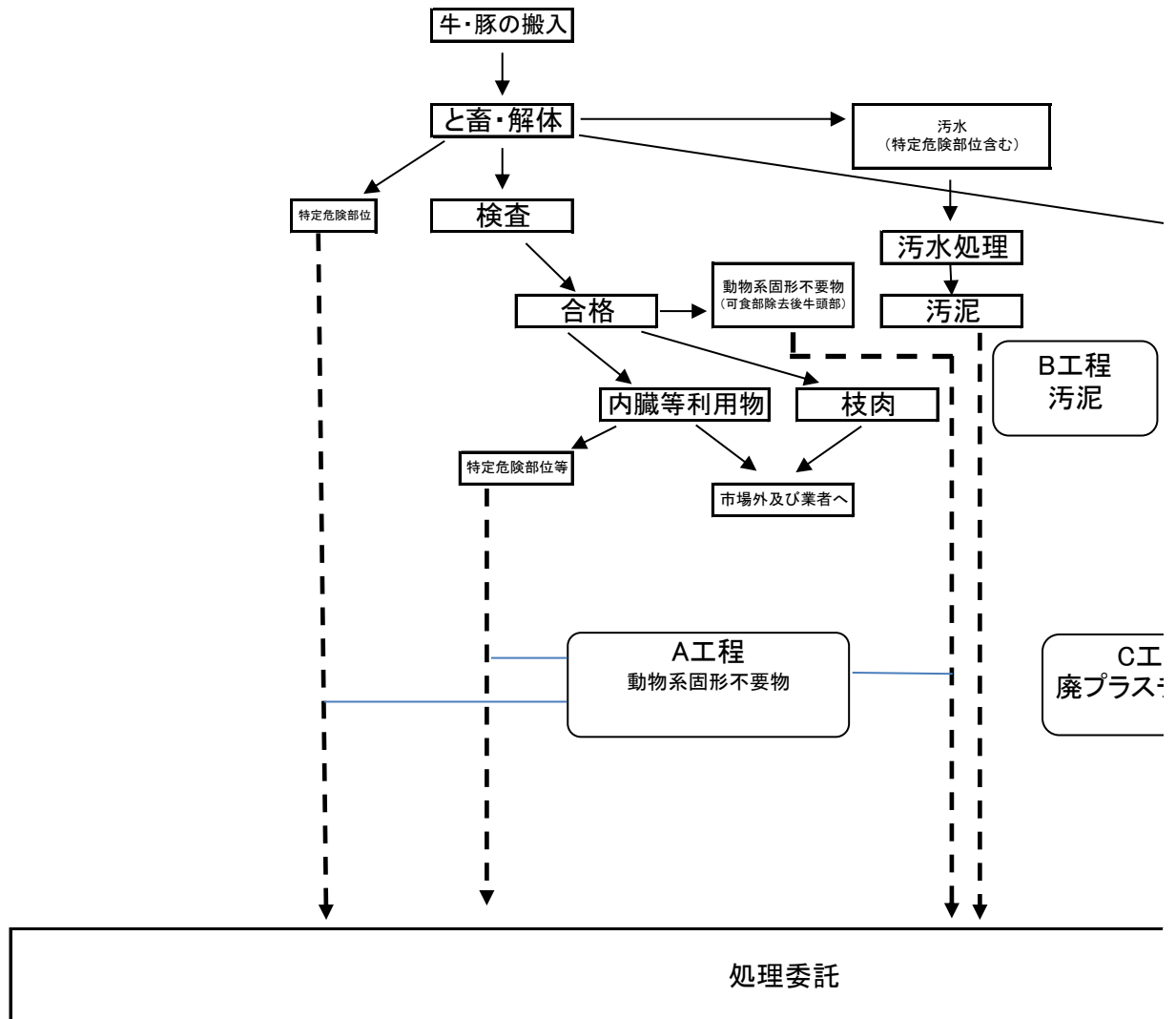
②計画

廃プラスチック類 (C工程)	金属くず (D工程)		
19 t	72 t	t	t
19 t	72 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

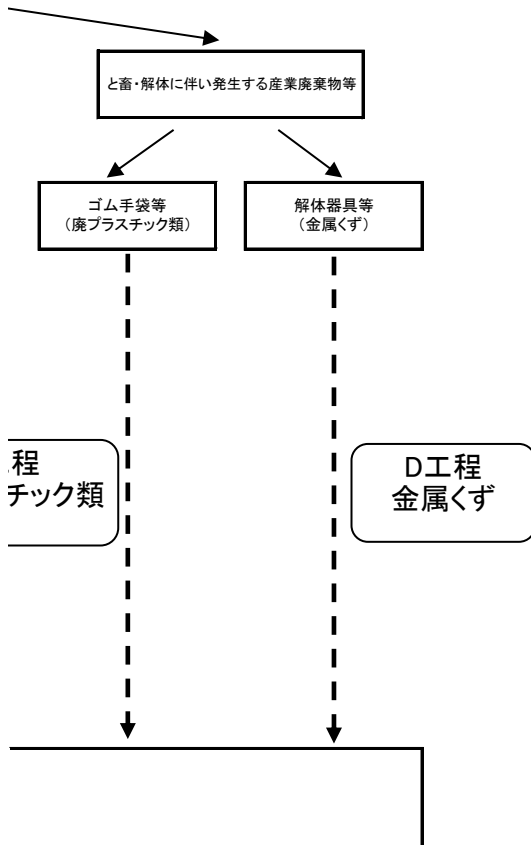
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

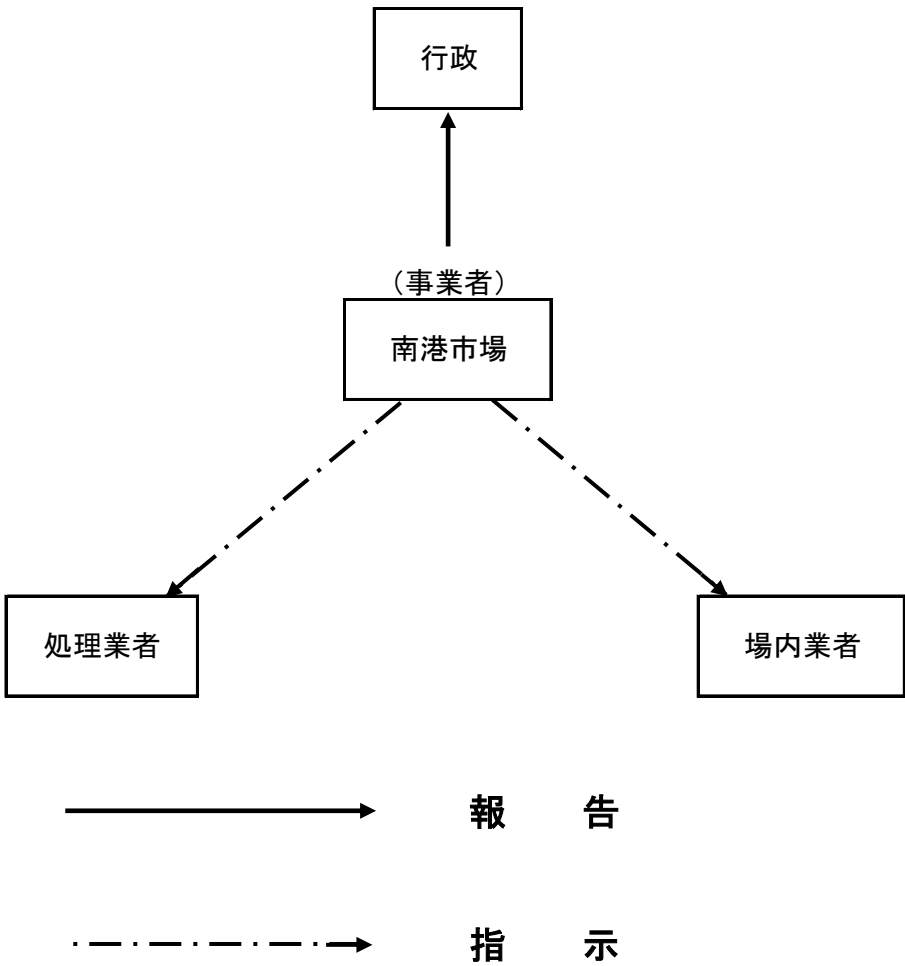
〔産業廃棄物発生工程フロー〕



(別紙1)



添付資料 管理体制図及び役割
〔管理体制図〕



〔役割〕

	役 割
南港市場	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・行政に対する報告等